

あすてっぷ コワーキング 利用規約

この規約は、神戸市（以下「市」という。）が管理する神戸市男女共同参画センターコワーキング・就活準備スペース「あすてっぷ コワーキング」（以下「コワーキングスペース」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。

1. 設置目的

女性の就労や就業継続、キャリアアップ等女性活躍の促進、また、男性の家庭生活への参画促進を目的として実験的に運営する。利用者は、当該目的に沿い、仕事または就職の準備活動に利用することとする。

2. 利用時間

利用時間については、下記のとおりとする。臨時休館や、変更がある場合はコワーキングスペースのウェブサイトにて随時周知を行う。

- (1) 開館日時 火～土曜日 9～20時
- (2) 休館日 日・月曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

3. 利用料金

利用時間については、暫定的に無料とする。

4. 禁止事項

- (1) 立ち入りを認めていない場所に侵入すること
- (2) 本コワーキングスペース内で飲酒・喫煙をすること
- (3) 仮眠スペースとして利用すること
- (4) 本コワーキングスペース内で商品の販売、宗教活動又は政治活動を行うこと
- (5) 本施設を経営の拠点として、登記や外部に表示すること
- (6) 大声での会話、大音量の音楽など、他の利用者の迷惑となる行為をすること
- (7) 火気等の使用又は火気等の危険物持ち込むこと
- (8) 利用登録者以外の第三者に、コワーキングスペースを利用させること
- (9) 本施設及びコワーキングスペース内において、法令等に違反する行為を行うこと
- (10) 設置目的に沿わない活動をすること

5. 入場を制限する者

コワーキングスペースの利用希望者が、以下のいずれかに該当する場合、市の判断により、利用を制限することがある。

- (1) 本規約に同意しない場合。
- (2) 利用者が、コワーキングスペースの利用予約をしていない場合。但し、同伴の子ども（小学生以下に限る）は除く。
- (3) コワーキングスペースの利用に際し、法令の規定、公序良俗に反する行為を行う恐れがあると認められる場合。
- (4) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になる恐れがある場合

6. コワーキング利用対象者

利用対象者は、神戸市内在住または在勤の18歳以上（高校生を除く）の者とする。

7. 利用予約について

- (1) 利用者は、コワーキングスペースの利用時間までに、予約サイト上で利用日時を入力し、予約を行うものとする。
- (2) 利用者は、利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの処理を行うこと。無断キャンセルが続いた場合、本コワーキングスペースを利用できなくなることがある。

8. 利用について

- (1) 利用者は、本規程を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。
- (2) 利用者は、コワーキングスペースを利用後、設備・備品等を元に戻すこととする。
- (3) 利用者は、防犯上、室内には防犯カメラが作動し、撮影されていることを承諾する。
- (4) 利用者は、閉館時間までに自ら退館する。

9. 保育サービスの利用

- (1) 市は、希望する利用者に対し、保育サービスを提供するものとする。なお、サービスの提供日時等については、本コワーキングスペースウェブサイトに記載のとおりとする。なお、日時等に変更がある場合は、同ウェブサイトにて周知する。
- (2) 対象は、6か月～就学前の、コワーキング利用者の子どもとする。
- (3) 利用希望者は、予約サイト上で利用日時を入力し、予約を行うものとする。予約は、利用日の2日前の16時までにを行うものとする。
- (4) 利用者は、一月の予約上限回数の範囲内で保育を利用できるものとする。予約上限回数は予約サイトに記載のとおりとする。
- (5) 利用者は、キャンセルの必要が生じた場合、速やかにキャンセル手続きを行うこと。当日キャンセルする場合は、電話にて本施設へ連絡すること。無断キャンセルが続いた場合、本サービスが利用できなくなることがある。
- (6) 体調不良の子どもを預けることはできないものとする。
- (7) 保育サービスの利用者は、サービスの利用中、施設を離れてはならない。

10. 個室型ワークブースの利用

- (1) 利用希望者は、予約サイト上で利用日時を入力し、予約を行うものとする。
- (2) 利用時間の上限は2時間とする。
- (3) 利用者は、利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの処理を行うこと。無断キャンセルが続いた場合、本サービスが利用できなくなることがある。

11. Wi-fi・コピー機の使用

- (1) 利用者は、当施設のインターネット環境サービスを利用できる。ただし、利用にあたっては、「神戸市男女共同参画センターWi-Fi利用規約」を順守すること。
※神戸市男女共同参画センターWi-Fi利用規約
<https://astep.city.kobe.lg.jp/wp-content/themes/danjo/images/main/wifi-riyou.pdf>
- (2) 利用者は、当施設の複合機サービスを利用することができる。なお、利用者は複合機の利用にあたり、市が指定する複合機利用料を支払うものとする。

12. キッズスペースの利用

- (1) 利用者がコワーキングスペースを利用している間のみ、その子どもはキッズスペースを利用することができる。
- (2) キッズスペースの利用者が多く、安全が確保されない場合には、利用者数の調整を行うことがある。

13. ノートパソコン及び周辺機器（USB等）の利用

- (1) コワーキングスペース利用者のうち市が認める希望者に、ノートパソコンの貸出を行う。
- (2) 貸出可能時間は、火～土曜の9時～17時とする。
- (3) ノートパソコン利用希望者は、予約サイト上で利用日時を入力し、予約を行うものとする。利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの手続きを行うこと。
- (4) ノートパソコンの事前予約時の予約時間の上限は4時間とする。ただし、当日、他の予約者がいなければ、延長申請をできるものとする。
- (5) USB等の利用希望者は、神戸市男女共同参画センター受付にて、「USB／イヤホン貸出管理票」により申請を行うものとする。
- (6) ノートパソコン／USBに障害、破損等が発生した場合、利用者は速やかに受付に申し出ること。当該申し出があった場合、ノートパソコンの修理等の処置については、全て市の指示に従うものとする。
- (7) ノートパソコンの破損等が故意又は重大な過失によるものと本市が認めたときは、利用者は、代替品相当の価格を限度として弁償しなければならない。
- (8) 利用者はパソコンの使用にあたり、下記を守らなければならない。
 - ・貸出時間中、利用者は、ノートパソコン／USBの破損・紛失・盗難の防止等に十分留意しなければならない。
 - ・返却時には、ノートパソコン／USB内の情報や作成したデータは削除しなければならない。パソコン内に残した情報の、他の利用者や外部への流出に、市は責任を負わない。

- ・利用者は原則、フリーソフト等をインストールしてはならない。
- (9) パソコン/USB の貸出に当たり、以下の行為は禁止とする。
 - ・第三者への転貸や施設外への持ち出し
 - ・仕事または就職の準備活動以外の目的の使用
 - ・強く叩いたり、落とすなどの故障につながる行為
- (10) 以下のいずれかの項目の該当者には、ノートパソコン/USB の貸出を禁止する。
 - ・違法コピーなどのソフトウェアの不正利用を行った場合
 - ・情報倫理上問題のある行為を行った場合
 - ・無断でコンピュータ名の変更やソフトウェアのアンインストール等を行った場合
 - ・何ら断りもなく、返却時刻までに返却しない場合
 - ・コワーキングスペース内ネットワークの運営に支障をきたす行為を働いた場合

14. 自己責任

市は、本規程に定める事項のほか、以下の内容につき、一切の責任を負わない。

- (1) 利用者間もしくは利用者と第三者の間で生じたトラブル
- (2) コワーキングスペース内における、利用者の責めに帰すべき事故
- (3) コワーキングスペース内での利用者が所有する動産等の盗難・紛失・破損・汚損

15. 情報発信

市は、利用者の登録情報を用いて、以下の内容について情報発信することがあり、利用者はそれを承諾する。

- (1) コワーキングスペースの運営に関するお知らせ
- (2) コワーキングスペースで実施される各事業の案内
- (3) その他、男女共同参画・女性活躍に関する周知事項

16. 個人情報の取扱い

市は収集した個人情報を適切に管理し、利用者の許可なく第三者へ開示しない。

附則

令和3年9月16日 神戸市男女共同参画センター決定

令和4年4月1日 改定

令和4年7月22日 改定